

佐久市選挙管理委員会告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項(条例の制定または改廃の請求)、第75条第1項(監査の請求)、第76条第1項(議会の解散の請求)、第80条第1項(議員の解職の請求)、第81条第1項(長の解職の請求とその処置)、第86条第1項(主要公務員の解職の請求とその処置)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項(教育委員の解職の請求)、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年号外法律第59号)第4条第1項(合併協議会設置の請求)、第4条第11項(合併協議会設置協議の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 1,623 人  
(条例の制定・改廃の請求・監査の請求・合併協議会設置の請求)
  
- 2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 13,524 人  
(合併協議会設置協議の請求)
  
- 3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 27,047 人  
(議会の解散請求・議員の解職請求・長の解職請求・主要公務員の解職請求・教育委員の解職請求)

令和8年6月1日

佐久市選挙管理委員会  
委員長 井出 昌幸